平成 27 年 5 月 29 日 (金) 14:30~16:15 長野県庁 8 階 教育委員会室

1 開会

2 長野県教育委員会 伊藤学司 委員長 挨拶

平成27年度第1回のいじめ問題対策連絡協議会の方にお集まりをいただき感謝。

今年3月に「長野県いじめ防止対策推進条例」を策定。条例上、この連絡協議会が位置付き、新しい要綱に基づいて正式発足する第1回の会議である。

いじめ問題は、重要かつ重い課題であり、県と様々な関係機関が力を合わせて克服していかなければいけないということはご認識をいただいているところ。改めて国のいじめ対策の防止法、県の条例、さらにはそれぞれの市町村、学校、関係機関が同じ方向を向いて一つのまとまりとなり、長野県からいじめを無くしていく、重要な役割を果たしていただければと思う。

いじめ防止に向け、また根絶に向け、お集まりの関係機関のみなさまのお力添え、ご協力をいただきながら、全県をあげて取り組んでまいりたい。これまでの知見等も十分生かしながらご意見をいただき、さらには現場に最も近いところで取り組まれている立場からご意見をいただき、県としてのいじめ防止対策が有効になるように、ご助言をいただければありがたい。

3 自己紹介 (参加者名簿参照)

4 会議の目的

<心の支援課より会議の設置根拠、要綱の説明>

本協議会は、長野県いじめ防止対策推進条例第11条の規定により設置。設置要綱は、長野県教育委員会定例会において承認いただいた。 ここからは、本会の会長、伊藤教育長に司会進行を願います。

5 報告・質疑

(伊藤会長)

本年3月に「長野県いじめ防止対策推進条例」「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」について事務局から報告を行います。

みなさまには、それぞれの立場でいじめ防止等の取組が、法の制定によって、一層実効的となり県民総ぐるみで子どもたちが安心して学習等の活動に取り組んでいくための会議になるよう、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

(1)「長野県いじめ防止対策推進条例」について (心の支援課 原 良通)

「長野県いじめ防止対策推進条例」は、本年3月に制定。会議資料の7ページ「長野県いじめ防止対策推進条例 [概要]」で説明させていただく。

第1条、条例の<目的>は、 国のいじめ防止対策推進法では「いじめが児童生徒の教育を受ける権利を侵害する」との表現ですが、本県の条例では「いじめは人権侵害である」という旨を明記。これは教育を受ける権利というものより、もう少し広く大きな枠で「人権侵害」と捉えるということ。

児童生徒の尊厳を保持するために、長野県では昨年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定。この条例は、子どもに対する虐待、体罰、いじめを含めた人権侵害全般に対応。それと相まって「いじめ防止対策推進条例が学校におけるいじめ防止に向けた取組を示す」という形になっている。

第2条<定義> 親権を行う者のみならず、日々児童生徒と接する者の重要性に鑑み、児童福祉法に合わせ、 保護者を里親や施設長などの「現に監護する者」として定義。 第3条<基本理念> 児童生徒のいじめ防止のために県民総ぐるみで対応していく条例であることを示している。一方、児童生徒が主体的かつ自主的に取り組むことを目指していく点も大切な点と思う。

第5条<県の責務>県の責務は、施策の総合的な策定と関係者との連携について示し、いじめに特化することではなくて、その他、生徒指導に関わる不登校、暴力、あるいは察知予防等々含めた、総合的な対策をしていくことが、いじめの防止につながるという視点で、「施策の総合的な策定」と明記。また、関係者の連携については、この連絡会議は、連携の1番重要な会議。

第6条「学校の設置者」とは、県立学校については県、市町村立学校についてはそれぞれの自治体、私立学校についてはそれぞれの学校法人が対象。

第7条「学校及び学校の教職員がいじめの未然防止と早期発見、及びいじめへの対処を適切に行うこと」を示すと共に、第2項において「教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性」を明記。

第8条<保護者の責務>第1項、法は「指導をするものとする」という表現は、日頃より家庭教育をしっかり 行っていただきたいということで、「教育に努めなければならない」と表現。第3項「学校の設置者や学校の措置 に協力していくこと」も示している。

国の法律では、国民の役割は明記されていないが、第9条に<県民の役割>を示している。例えば、社会体育の指導者や塾の講師など、頻繁に児童生徒と接する方、あるいは公民館活動等で年に数回だけ接する方、それぞれ差はあるが、それぞれの立場で、主体的な取組をいただきたいということ。

(2)「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」について (心の支援課 原 良通)

「いじめ防止等のための基本的な方針」は、今後、改訂をしていく場合、この連絡会議において案を示し、ご 意見をいただきながら変更することになる。

基本的な方針は「未然防止」・「早期発見」・「いじめへの対処」の3つ。学校、保護者、地域や関係者が何をすべきかを、条例よりも、より具体的に、県や市町村の取組、そして学校としての取組、それから連携した取組を示している。

各市町村、学校におけるいじめ防止等の取組の進捗状況(2月10日現在の暫定値)から、法律では、学校における「いじめ防止のための組織」の設置と「学校いじめ基本方針」の策定を義務づけております。また、市町村は、「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ防止のための組織」の設置については努力規定としている。

(3)本県における児童生徒のいじめの状況について (心の支援課 原 良通)

<本県における25年度のいじめの状況についての説明>(※26年度数値は現在集計中)

いじめの認知件数は減少。24年に大津のいじめ事件で注目され、認知件数は増加。学年・男女別内訳から、小学校では学年が上がるにつれて増加、中学校、高等学校では学年が進むにつれて減少の傾向。小学校高学年の人間関係づくりというものが非常に大事であるということが見えてくる。中学、高等学校では本人の成長ということもあり、教育活動が進む中で人間関係の改善がなされてくるのではないか。

いじめ発見のきっかけは、「アンケートなどの学校の取組による発見」「本人からの訴え」「学級担任が発見」「本人の保護者からの訴え」という順で、この4つが割合も比較的高い。

いじめの態様では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がおよそ半分、続いて「軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多くなっている。高等学校では、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が2番目に多く、目立つところ。いじめの現在の状況では、解消しているものが83.8%で、多くは解消している。継続支援と合わせて、概ね改善に向かっていると見ている。

<平成26年度上半期いじめの状況について>

発生件数は、25年度に比べ減少。小学校では学年が上がるにつれ増加、中学校、高等学校では学年が進むにつ

れ減少の傾向。25年度同様。環境が変わる中で、人間環境をどう作っていくかが課題と考える。

発見のきっかけは、「本人からの訴え」が最も多く、次いで「本人の保護者からの訴え」が多いことから、学校での相談窓口の利用、あるいは相談しやすい体制づくりが進んでいると思われる。同時に、保護者の関心が高まっていると言える。

いじめの態様では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多い。「パソコンや携帯 電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という割合が次第に増加。国の問題行動調査から、「暴力、いじめ、不 登校、高校中退」の経年変化についても併せてご覧いただきたい。

(4)質疑

(長野県小学校長会 松木智子 様)

いじめの認知件数は、3年と5年が増えている。本校におけるクラス替えの後の人間関係づくりにおいて今までやってきた一番のポイントは、2年生かと思っている。というのは、中学生のときにいじめについて語るのは、「小学校2年のときに、こういうことを受けた」や「あのとき、自分できちんと意見を言えなかった」ということを思い出し、自分に対する責めのようなものが結構聞かれるからである。

本校では、2年でクラス替えをしている。3年になると周囲のものが見えてきて、幅広く人間関係作りが始まる。そこでのトラブルから認知件数も多いと思う。次に5年になるときに増えている。"中1ギャップ"以上に"5年生ギャップ"という状況がある。5、6年の2年間で、中学に行くまでにある程度自立している必要性があるため、急に細かな指導や規律などを生活に取り込む。そこに対応出来ない現象も起こってくる。「出来る」・「出来ない」に基準を置いてしまうと、どうしても「いじめ」の形で現れやすいと思う。

また、いじめの発見のきっかけで、「本人からの訴え」が率として増加しているのは、逆に自分できちんと言えるようになってきているとも感じる。「言っても、いいんだよ」「自分で、NOって言うんだよ」「困ったことは相談するんだよ」が徐々に浸透してきている。これからの取組では、さらに大事に考えていきたい。

(長野県高等学校長会 市川 裕子 様)

高校全体的に、数字の通り1年生の件数が多い。例えば、連休明けや夏休み明けとかで、仲間関係のもつれというものが出てくる頃でないかと思う。相談やアンケートあるいはSST等に取り組むことで、本校においても昨年度は問題がぐっと無くなった。

もう1つはスマートフォン等のLINEなどによるものがあるが、トラブルが小さいうちに注意や指導ができて、意識が上がってきているのではないかと思うが、安心してはいられないといつも思っている。

(いじめNO!県民ネットワークながの 吉池 優子 様)

中学生になっても小学校のときのことをずっと引きずっているということ。それが子ども同士だけではなくて、 先生と子どもたちの人間関係で、先生方への信頼を無くしてしまったまま中学校に上がる子どもたちが多くなっ ていることを痛感している。中学校の先生方は、子どもたちとの関係がゼロからの出発ではなく、マイナスから の出発で信頼関係を築かなくてはならないという状況を感じる。子どもたちも新たな環境の中で、「何とか自分で いじめを乗り越えていこう」と思っている。中学校では「本人からの訴え」が増加している。中学1、2年では、 いじめの状況はひどくなっているのに、認知件数が少なくなっていることに関しては、「訴えてみて、言ってみた けれども、やっぱりうまくいかなかったな」「じゃあ、もう言うのは諦めよう」となって、件数が減少していない か。想像の域を出ないが。

「いじめ防止対策推進条例」に、「教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性を明記」と。これは本当に書いていただき、嬉しいし、ありがたかった。これは、あり得ることなので、認識していただけるとよいと思う。また、いじめを行った児童生徒に対する「指導」だけでなく、「支援」をしていただきたいとも思う。加害をしてしまっている子どもたちの心の中は、本当に辛くて、自分が優位に立たないともう立っていられない、それをせざるを得ないという辛いことがある。小学校のときに辛いことがあり、「SOSとしていじめ」をしてしまう子どもたちにたくさん出会ってきた中で、「指導だけではやってはいけない、指導だけでは反発するだけだ」と感じている。

6 いじめ防止等のための具体的な取組について (心の支援課 原 良通)

<「いじめ防止こどもサミットNAGANO」の事業説明>

児童会や生徒会等、子どもたちの主体的な取組を、サミットという形で活動を紹介し合いながら、いじめ防止のための機運を高める。そこに保護者や地域の方も参加してもらい、県民総ぐるみで推進する契機としたいところ。12月に予定、各校のいじめ防止の取組の発表に併せて、児童生徒が意見交換をして、お互いの実践を確認したり、あるいは取り入れたり等の内容を予定。それらの取組を、県下各地へ発信していきたいと考えている。1月23日の全国サミットに、長野県代表の子どもを派遣したいと考えている。

<「いじめ防止啓発リーフレット」の説明>

「いじめ防止対策推進条例」の規定により、児童生徒向けの資料を作成した。このリーフレットは、県内すべての児童生徒に配布。構成は、条例の紹介、いじめについて考える資料、困ったときのために相談窓口の紹介、という三部構成。小学校の低学年用、高学年用、さらには中学・高校生用という3種類を作成した。

学校や児童生徒の状況に応じて活用してもらえるように発送。学校によっては6月に人権月間を設定して授業 等行うことあるので、活用していただければと考えている。

<「相談体制の充実」の説明>

「学校生活相談センター」については、昨年度までの「こどもの権利支援センター」を、今年度から名称を変更、臨床心理士等を配置して24時間対応とした。県民文化部こども・家庭課にも「長野県子ども支援センター」という相談窓口がある。「学校生活相談センター」は、児童生徒を主な対象としていじめ等学校での悩みの相談を受けている。実際には本人よりも保護者の相談が圧倒的に多い。

「子ども支援センター」では、いじめや体罰等の悩みの他、保護者が抱える育児・子育ての悩み、あるいは虐待やDVも含めて、子どもに関する総合窓口として相談を受けている。県として、相談の窓口を複数用意するような形になっておりますが、より細かい網の目で手厚く対応出来るように、ということをしている。実際より適切な対応が出来るように連携を取りながら相談を受けている。

「学校生活相談センター」では、6月、9月、1月の年3回無料相談電話の時期を用意している。この6月8日から26日まで、土日も含めて通話料無料で実施をする。チラシを各学校に送付し周知をする。

<「インターネットによるいじめの防止」の説明>

「インターネット適正利用推進事業」は、インターネットの利用について、高校生が、自ら考え議論するもの。そういう場を設けて、高校生自身でネットとどう付き合っていったらよいのかというルールを考えてもらう活動。名称は「高校生ICTカンファレンス 長野大会」9月と10月に2回実施。この2回参加いただき、代表が、全国大会に参加をする形になる。先ほどの「子どもサミットNAGANO」の高校生版。特に条例でも、ネットによるいじめ防止を掲げているので、インターネットやスマートフォン等の利用について、自主的なルール作りを中心に議論してもらい、そこでの議論を各高校に報告書として配付する。それぞれまた考えていく種にしていく計画。

<「いじめの重大事態への対応」について>

県立学校において、法の第28条第1項に規定されている重大事態が発生をした場合には、条例第15条により、 心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有する者、その他の長野県教育委員会または当該学校が必要と認める 者による組織を設け、調査を行う。5名以内でチームを組織し、第3者的な立場で、客観的に事実関係を調査す る等を行うことになる。メンバーが関係者である場合等は入れ替えたり、人数を調整したりするなど柔軟に対応 する。重大事態等で調査が必要になったときに、すぐ対応できるように用意をしている。

以上が今年度の各施策の概要である。

(伊藤会長)

いじめ防止の条例を踏まえ、今年度新たに、児童生徒向けの資料の作成等で普及・啓発を図り、条例第3条の2項で、児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるように「いじめ防止こどもサミットNAGANO」や「高校生インターネット適正利用推進カンファレンス」を計画しているところ。基本は各学校における取組が円滑にできるよう支援していく。各機関でもそれぞれ色々な取組をしている。情報提供をいた

7 質疑応答・意見交換 等

(県民文化部こども・家庭課 佐藤尚子 様)

こども・家庭課では、今年度から「子ども支援センター」を設置した。案内を、小学校高学年から高校生一人 ひとりに学校を経由して配布。いろいろな機関で相談を受けること、重層的に相談窓口があることは非常に重要 と考える。ケースにより、県の教育委員会との連携も考えている。現在8割近くは、子ども本人からの相談であ る。

(伊藤会長)

子どもからの相談が8割。こういう多チャンネルを作っていただいたこと、教育委員会の外にできたことにより、より多く悩みを拾うことが出来たのではないか。大変重要なことと感じる。

(長野県社会福祉士会 大井富美子 様)

本人からの訴えが増えてきたことは嬉しいこと。小学校について「他の児童生徒からの情報」に目を向けると、25年度17件、それが26年度は28件。友だちからの支援があったということが大きなことだと思う。一人ひとりの子どもたちがいろんな性格があり、直接先生に言えるとか友だちにすぐ言えるとか、どうしても引っ込み思案で自分の中に留めてしまっている子も多い。電話で「あなたは、周りに助けてくれる人がいませんか」と聞く。「お友だちに話せる人がいれば、その人にも協力してもらって」と。できるだけ自分の支援をする応援者を自分で探す、そういう力を付けてくのに大切なことだと思う。

「いじめの発見のきっかけ」で、社会福祉士会が 11 番目「スクールカウンセラー」とある。まだまだ引き出せない現実が見える。ときどき会う方に自分の思いをさらけ出せない、語れない。だから、子どもたちの周りにいる人たち、特に友だちの力が必要だと思う。できるだけ力を付け、応援してほしいと訴えられる子どもたちに育てられたらと思う。

(長野県弁護士会 伊藤亜希子 様)

弁護士という立場では、かなり深刻にならないと関与しない。弁護士会としては、弁護士によるいじめ予防授業事業をしている。早いうち小さい芽のうちに発見できるように、メッセージを発信していこうと取り組んでいる。昨年、小学校5、6年生を対象に、学校で授業をさせていただいた。

県からのリーフレットや情報発信、その内容を参考にさせていただき、外部の弁護士を、学校で積極的に使っていただきたいと思う。例えば、このリーフレットに基づいて何かやるときに、「少しクラスに来てほしい」等あれば連絡いただき、「連携」という形で協力したい。また、高校生や中学生のインターネット、SNS、LINEの問題に対して何か協力できることがあれば一緒に考えたい。

(伊藤会長)

ネット上では、人権侵害という犯罪につながる意識が無くやってしまっている。先生方が指導するだけでなく、 まさに法律の専門家の方からアドバイスをいただくのは、特に中高生あたりでは大変効果的ではないかと思う。 うまく連携が取れればと思う。

(長野県私学教育協会 西澤善明 様)

ネットに関わってのところで一番気になるのは、ネットの閉鎖性、匿名性と共に、SNS等で一部の中でだけ分かっていて、当の本人は全く知らないという状況である。ネット上でいじめのような誹謗中傷が繰り返されていて、「嫌だな」って思った子が「先生、実は・・・」と動いて、発覚することが結構多い。本人がグループの中ではじかれる場合にはすぐ分かるが、そうでない場合が多い。中高生は、それが一番多くなっていく危険性がある。そんな意味も含め、インターネットの適正利用、ICTカンファレンスは素晴らしい。私学の方にも回していただきたいと思う。

(市町村教育委員会連絡協議会 清水岩夫 様)

先ほどの、「重層的に」と言うお話がとても大事。それぞれの学校や団体、機関などで必ずしもきちんと把握できていないことが多い。例えば、スマホの例では、子どもたちの様々な被害等について、また、いじめの状況等

について本気になって考えていかなければならないと思っている。また、「いじめ防止啓発リーフレット」や「子ども専用無料ダイヤル」なども、各市町村レベルでも取り組むところが出てくると思う。26年度上半期は、認知件数は非常に減っている状況があるので、特に市町村教育委員会のレベルでも一層呼びかけていく必要があると思う。

(伊藤会長)

小中学校に関しては、市町村の取組はその影響力も非常に大きい。学校まで届くという観点で重要と思うので、市町村と足並みを揃えながら進めたいと思う。

(法務省長野地方法務局 宗野有美子 様)

「重層的」という意味では、我々法務省の人権擁護機関でも「子どもの人権 110番」や人権相談といった取組を行っている。この6月も「子どもの人権 110番 強化週間」として、6月22日から28日までの期間、通常は5時15分までの電話相談を夕方の7時まで延長し、また、土日も電話相談を受け付ける。

また、独自の取組として「子どもの人権 SOS ミニレター事業」も展開している。毎年10月及び11月に、全国の小学校、中学校に便せんと封筒が一体化した用紙を配り、子どもたちが、親や学校の先生にも言えない悩みを文章にして書く。それに対して全国に1万4000人いる人権擁護委員が丁寧に返事を書くという取組であるが、この取組は非常に好評である。本年度からは、長野県独自の取組として「SOSミニレター壁掛け箱」を県内の小・中学校に設置して、いつでも手紙が書けて相談ができるよう、年間を通じた取組を開始している。

(伊藤会長)

子どもに届く情報は、我々が思っているより系統立って届いていくわけではない。いろんなところに、いろんなきっかけやチャンネルがあるということはすごく重要。ふと目にするところにいろんな番号があるということ。 そして、その先がつながって、悩みの解決につながるという体制が重要。

(長野県精神保健福祉士協会 夏目委員 様)

本人からの訴えがすごく増えてきたことは、これまでの取組が、目に見える形で成果に出てきて素晴らしいことと思う。小学校も中学校も良い方向にあるが、特別支援学校の関係を見ると学年が上がるとまだ出てくる。例えば、リーフレットについても、特別支援学校に合ったアプローチも考えてみないといけないと思う。全体で効果が上がっている中、やはり受け手の特性に応じたものが、さらに増えていくと良いと思う。

(いじめNO!県民ネットワークながの 吉池優子 様)

長野県は全国平均よりいじめの認知件数が少ないとい聞いた。それが本当に良いかどうか。京都はすごくたくさんある。いじめを発見する目や感覚を、先生方や大人の方が養っていることが大事。どんなふうに大人が磨いていくのか。ワークショップで「ズボンを下ろされたりするっていうのも、いじめのひとつだよ」と言うと、「でも、やられた子は笑っているよ」と。その「笑っているよ」と言われた子に最後に話を聞くと、「本当はすごく嫌なんだ」という。そこのところを大人が「本当は嫌なんじゃない?!」という目を持つことが、いじめの発見つながっていき、その子への支援になると感じる。

あと、相談窓口がいっぱいできることはありがたいが、相談窓口がいくらあっても「相談しない子」がいる。なぜ相談しないのか聞くと、「相談しても、結局何もならないよ」とか「『あなたが強くなりなさい、嫌だって言えばいい』と言われる」と。相談により傷ついた経験を持つ子どもたちは相談しない。「どうせ自分なんて・・」と思っている子は相談しようとしない。ワークショップの後には、子どもたちがたくさん話にきてくれる。活動を通して子どもたちは「信頼してみようかな、話してみようかな」となる。それをきっかけに他の先生に「相談してもみよう」と思う。子どもたちの相談する力を引き出さない限り、いくら窓口があってもなかなか相談しないのではないかと感じる。

(伊藤会長)

我々も、重々、心していかなければいけない。いじめの認知件数は、多い少ないが良い悪いではない。表面上、 見える数字が減ってくると、何となく良い方向かなと思ってしまう。決して、本県特別少ないわけではなく、特 別多い県と特別少ない県があるのは事実。本県は、真ん中ぐらい、だから良いということではない。そこを踏ま えて、対応していきたい。

(長野県小学校長会 松木智子 様)

お話を伺いながら、改めて自分たちの日々の生活の中で見直していきたいと思う。アンテナを高くして子どもたちの中に入っていくことが大事。中学校は複数の目で重層的。小学校はみんな一人一人が担任なので、なかなか重層的に見ていくことができにくい。なるべく情報交換を多くしたり交流学級をしたり、その活動を多くする。小学校では保護者の方の思いが子どもに直接出てくる。担任と保護者の方々との関係を作っていく上で、担任以外の者がどのように間に入り繋いでいくかを大事に考えていきたいと思う。私たち自身の見る目を養って、保護者の方、地域の方とどうつなぐかということが課題だと思う。

(長野県臨床心理士会 稲木康一郎 様)

いじめ防止は、未然防止と早期発見、いじめへの対処の3段階に分けて考えられる。この法律ができた時に、 私たちが最初に取り組むのは、まず未然防止から入っていくべきと考えた。まずは、いじめの芽を摘んでいくと いうことが大事。学校の先生、教育委員会は未然防止が得意。だからサミットを開いたり、ICT の研修会をやっ たり、リーフレットを作ったりとか取り組んでいる。早期発見については電話相談ができる。問題は起こってし まったいじめ。「いじめの重大事態」が、今あるのかないのか、公表できるのであれば教えてほしい。その時に解 決チームはとても心強い。起こった時に初めて顔を合わせるのではなく、事前に顔を合わせ、10年ぐらい前の事 例で演習をやって備えておく。また、長野市や須坂市でも似たようなチームが出来上がっています。もし案件が あった時に、県が助言できるような体制を築いていただくとありがたい。

(心の支援課 原 良通)

「いじめの重大事態」については、昨年一昨年、いじめによって自殺に至る案件はございません。ただ、重大事態の報告は実際なされており、昨年度は県内の市町村で2件。いずれも関係機関と連携するなどして適切に対処し、いじめの状況はなくなっている模様。国・県への報告、被害児童生徒、保護者に対しての情報提供・報告もなされて、再調査に至っているものはない。

(長野県臨床心理士会 稲木康一郎 様)

「重大事態」では、調査が義務付けられる。アンケート調査や聞き取り調査をやる。起こってからアンケート 用紙を作っていては間に合わない。予め考えていただくのがよい。

(市町村教育委員会連絡協議会 清水岩夫 様)

いじめ発見のきっかけについて、本人からの訴え、本人の保護者からの訴え、アンケート調査などの学校の取組による発見は当然。もう一つ、地域の住民からの情報、学校の外部からの情報がほとんどない。これはやむを得ないことと思うが、「地域の子どもたちは地域で育てる」ということも言われている。いつも子どもたちと登下校で元気よく声を掛け合う等の活動は、どの地域でも行われていると思う。「地域の子ども」ということを考えたときに、これらからも地域や外部からの情報がもっと増えてくるようになるといいと思う。

(長野県臨床心理士会 稲木康一郎 様)

多分、数字の読み取り方に誤解もありそうだ。「スクールカウンセラーからの発見」の認知件数が少ないことについて説明したい。スクールカウンセラーは複数の学校を巡回しており、1週間とか2週間に1回の対応。つまり、発見機会が少ない。また、仮にいじめを見つけた場合でも、スクールカウンセラーは、上手に担任の先生につないで解決を図ろうとする。これは「学級担任の発見」の数字になっていることもある。さらに、カウンセリングルームの中で、本人からいじめられていると聞けば、「本人からの訴え」にカウントされる。こういう訳で、「スクールカウンセラー等の発見」が少ないと、理解していただければと思う。

(伊藤会長)

様々な目が学校の中に入り、様々な目で子どもたちを見ることによって、ちょっと元気がなかったけど、あの子どうしたの?と先生に声をかけてもらい発見できるものや、先生がそのあとに様子を見て発見できるものもある。そういう意味では地域の方々の目というものも重層的に入ってくることによって子どもにとって見てもらえる、守ってもらえるということになる。もう一つは救いの場というか、逃げ場かもしれないし、いろいろな面でいろいろな対応ができるということが平和的な社会として必要。その点を県の方で進めていきたい。

(長野県中央児童相談所 竹内靖人 様)

児童相談所では、7月1日から「児童相談所全国共通ダイヤル」がはじまる。全国どこに行っても、「189(イチハヤク)」にかけると、もよりの児童相談所につながる仕組みになっている。また、24時間対応の「児童虐待・DV ホットライン」から緊急連絡を受けられるように、それぞれ児童相談所の当番職員が交代で緊急携帯を持っている。ここに通告があれば、必要とあれば真夜中でも子どもを保護する体制になっている。虐待があった場合は48時間以内に子どもはもちろん、兄弟含めて安否確認するのが国の指針。児相で子どもたちを保護していて家に帰せるかを検討する時、大人だけで方針を決めるのではなく、子どもに「困ったときにはどの大人なら話せるの?」とか、場合によりみんなに来てもらい「このことで困ったらこの先生」「この子だったらこのおばちゃんに」などと、実際に顔合わせをしながら結び付けていく安全プランをたてている。児相では「応援会議」「支援会議」と呼んでいる。子ども当事者も含めた安全プランということで、それは虐待問題だけでなく、いじめ問題にも役に立つのではないかと思う。

(伊藤会長)

「いじめは犯罪」という視点。川崎で痛ましい事件が起きたが、犯罪的ないじめの行為に対してご意見をいただきたい。

(長野県警察本部 中島真二 様)

昨年度、送致した事件が 2 件。被害者が日常的にずっといじめられていて、1 件は 10 日間の怪我を負わせたということで家庭裁判所に送致した事件。もう 1 件は、日常的に暴力を振るっていたということで警察が注意をした件。この 2 つをいじめの事件として処理。

警察で、「万引き防止の教育」をやっている。スクールサポーターを活用し、「いじめも犯罪です」の啓発活動を、各小学校を回って行う計画。学校の授業を使って行うため、警察の方から学校へ相談させていただく。校長先生にご理解をいただけたらありがたい。

(長野県私学教育協会 西澤善明 様)

長野県だけの問題でなく、全国的な問題で考えていかなければならないと思うのは、いわゆるテレビ番組のあり方。バラエティーにしても何にしても、とにかく相手をこきおろして楽しんでいる。これを子どもたちが毎日見ているから、「いじめがいけないよ」と言っても、「あそこでやっている」という話になっていく可能性が高い。これは私たちだけのレベルでなく、全国的に考えていかないと、何か空回りしてしまう気がして仕方がない。私たちの大きな問題としてご意見もいただければありがたい。

(県民文化部次世代サポート課 青木 隆 様)

長野県青少年育成県民会議が、セイフネット講座事業を行っている。ネットについては、大人の知識が非常に乏しいことから、ネットの現状を学ぶ機会を、PTA や公民館で開催している。PTA の方からはかなり好評。また、毎月第三日曜日は「家庭の日」となっている。今年度は、その日を「ノーネットデイ」にしたらどうかと提唱していきたい。ホクト文化ホールを会場に予定して7月「ノーネットデイ」のシンポジウムを行いたい。

(伊藤会長)

それぞれの機関から大変建設的なご意見を頂いた。今年、条例を踏まえた元年という形で、長野県、学校、教育委員会で取り組んで参りたい。引き続き今日の意見を踏まえながら新しい施策に取り組んでまいりたい。また、この協議会の場を元に、関係機関が連携し、コラボレーションしながら新たな組織を生んでいきたい。協議につきましては以上としたい。ありがとうございました。

8 閉会 次回は、1月29日(金)を予定。